

● 東京都告示第千五百五十七号

東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）

第十七条の二第一項の規定により、平成二十三年東京都告示第三百八十一号（東京都都税条例の規定による納期限等の延長）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次の表に掲げる指定地域に住所又は居所の所在地（納税者が法人等である場合は、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合においては、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。））がある納税者に係るものについては、都民税及び事業税に係るものを除き、その納期限等が平成二十三年のについて、同月二十七日とする。

平成二十三年十一月八日

東京都知事

石

原

慎

太郎

